

平成23年第3回甲良町議会臨時会会議録

平成23年4月27日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 常任委員会委員の選任
- 第5 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成22年度甲良町一般会計補正予算（第6号））
- 第6 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成22年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号））
- 第7 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第8 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 第9 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 第10 議案第19号 平成23年度甲良町一般会計補正予算（第1号）

◎会議に出席した議員（12名）

1番	西川 誠一	2番	丸山 光雄
3番	丸山 恵二	4番	木村 修
5番	金澤 博	6番	宮寄 光一
7番	建部 孝夫	8番	藤堂 一彦
9番	河上 達次郎	10番	山田 壽一
11番	西澤 伸明	12番	藤堂 与三郎

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川 豊昭	教育長	堀内 光三
総務課長	山本 貢造	会計管理者	山本 昇

教育次長	金田長和	産業課長	茶木朝雄
企画監理課長	米田義正	人権課長	中山進
税務課長	建部真理子	建設課長	若林嘉昭
水道課長	茶木作夫	住民課長	中川愛博
保健福祉課長	川嶋幸泰	学校教育課長	橋本悟

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	大橋久和	書記	宝来正恵
------	------	----	------

(午前 11 時 00 分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員数は 12 人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成 23 年第 3 回甲良町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第 1 議席の指定を行います。

今回、新たに当選された方の議席に関連し、会議規則第 4 条第 2 項および第 3 項の規定によって、議席の変更をいたします。議席はお手元に配布いたしておきましてあります。

次に、日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1 番 西川議員および 2 番 丸山光雄議員を指名いたします。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告および提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 本日、平成 23 年甲良町議会 4 月臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

議員の皆さんには、平素は、町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

4 月 24 日の甲良町議会議員補欠選挙により、新たに議席を獲得した 3 名の方、まことにおめでとうございませう。甲良町発展のためにご尽力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

提案に先立ち、若干の行政報告を申し上げます。

まずもって、東日本大震災によりまして、多くの命をなくされた方々に哀悼の意を表するものであり、復興に向け、5 年、10 年の長いスパンで支援していくことが我々の責務であると考えているところであります。また、今回の大津波により、役場機能が消失する事例を目の当たりにし、本町の危機管理体制の再構築の必要性を感じるところであります。

4月20日には、私も職員3名とともに福島県双葉郡の大熊町、楢葉町の避難所へ、町民の皆さんの善意の支援物資を4トントラックに積んで届けてまいりました。両町とも、福島第一原子力発電所の周辺に位置し、一次、二次と集団避難され、現在は会津若松市と会津美里町に役場機能を移し、町民の方の生活支援や町の復興に向けての業務に取り組んでおられます。

大熊町の渡辺町長さんは、町民の悲しみや不安ははかり知れないものがあります。今こそ、町民全員でこの難局を乗り切ろう。そして、一日も早く我々の愛する大熊町に町民全員で戻ることを心に誓おうと町民の方に訴えておられます。渡辺町長は一切の力を惜しまず、役場の職員とともに町民の心と生活を支えていく決意を述べられておられました。その情熱と責任感、そして行動力に、大きな感動と町長としての姿を学ばさせていただいたところでもあります。

次に、4月1日付で人事異動を発表させていただきました。今回は、同一の職場に長く勤務する職員を対象に異動を図りました。また、直売所ですが、名称は、せせらぎの里甲良、に決定をさせていただきました。6月仮オープンをめざして、工事契約を済ませたところです。せせらぎの里の施設整備のため、準備室に3名を配置し、会員拡大、特産物づくり、農家民泊等しっかりとした計画策定のもと、明るい甲良の姿を発信していきたいと考えているところです。

職員には、新しい部署、担当が変わっても、一刻も早く町民の方に満足いただける対応ができるよう指示をしたところです。議員各位には体制が変わりましたが、各課の状況をご理解いただきたいと思います。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

承認第1号は、平成22年度甲良町一般会計補正予算（第6号）で680万3,000円を減額し、補正後の予算総額を38億8,147万1,000円とするものでございます。主な補正項目といたしまして、歳出では、総務管理費における財政調整基金の積み立ての増、社会福祉費における社会福祉医療費、保健センター維持管理費の増ほか、児童福祉費における子ども手当の減ほか、保健衛生費における予防接種料補助金の減ほか、消防費における防災行政無線更新業務の減ほか、歳入では、町税における法人税、町たばこ税の増、地方消費税交付金の増、自動車取得税交付金の減、特別交付税の増、基金繰入金における財政調整基金ならびに減債基金繰入金の減、諸収入における広域連合負担金戻し入れ等による増、町債による防災基盤事業債の減等でございます。

承認第2号は、平成22年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算

(第2号)で407万円を増額し、補正後の予算額の総額を831万5,000円とするものでございます。補正項目といたしましては、歳出では、諸支出金における一般会計繰出金の増、歳入では、諸収入における第三者納付金の増でございます。

承認第3号は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成23年3月30日に公布されたことに伴い、甲良町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

承認第4号は、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げていた出産一時金の支給額について、平成23年4月から恒久化されることに伴い、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

承認第5号は、せせらぎ福祉センターにいられていた方の右前輪タイヤに、駐車場の碎石が刺さり、タイヤが損傷いたしました。町加入の保険手続きが完了し、保険金額が確定いたしましたので、その損害賠償の額の承認をいただくものです。

議案第19号は、平成23年度甲良町一般会計補正予算(第1号)で100万円を増額し、補正後の予算の総額を36億2,200万円とするものでございます。補正項目は、歳出で商工費における甲良の天然水を使用したナチュラルミネラルウォーター製作業務委託を計上いたし、その財源として、歳入では、前年度繰越金を充てるものでございます。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要を説明申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決および承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。何とぞ、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○藤堂議長 次に、日程第4 常任委員会委員の選任の件を議題といたします。お諮りいたします。

本件については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布いたしました一覧表のとおり指名をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

次に、日程第5 承認第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて(平成22年度甲良町一般会計補正予算(第6号))。

上記の議案を提出する。

平成23年4月27日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、専第1号、専決処分書でございます。平成22年度甲良町一般会計補正予算(第6号)。地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしたものでございます。

それでは、予算書をお開きいただきたいと思っております。今回の補正につきましては、680万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億8,147万1,000円といたしたものでございます。その内容につきましては、第1表歳入歳出予算補正、繰越明許費の補正は第2表で、地方債の補正は第3表でご説明申し上げます。

それでは、1ページをご覧くださいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

1款 町税、補正額の欄、総額でございます。294万1,000円の追加。2款 地方譲与税38万円の減額、3款 利子割交付金11万6,000円の減額、4款 配当割交付金16万1,000円の追加、5款 株式等譲渡所得割交付金6万3,000円の減額、6款 地方消費税交付金483万5,000円の追加。

次のページでございます。

7款 自動車取得税交付金481万5,000円の減額、9款 地方交付税1億2,715万円の追加、10款 交通安全対策特別交付金1万4,000円の減額、12款 使用料及び手数料10万7,000円の減額、13款 国庫支出金6万5,000円の減額、14款 県支出金140万1,000円の減額、15款 財産収入43万4,000円の追加、17款 繰入金1億675万8,000円の減額、19款 諸収入339万5,000円の追加、20款 町債3,200万円の減額。歳入合計といたしまして、補正前予算額38億8,827万4,000円に680万3,000円を減額し、補正後の予算額を38億8,147万1,000円にお願いするものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出、2款 総務費、補正額4,275万6,000円の追加、3款 民生費25万7,000円の減額、4款 衛生費1,396万2,000円の減額、6款 農林水産業費228万8,000円の減額、7款 商工費2万7,000円の増額、9款 消防費3,473万5,000円の減額、10

款 教育費 1 6 5 万 6, 0 0 0 円の増額。歳出合計は歳入合計に同じでございます。

続いて、6 ページでございます。

第 2 表 繰越明許費補正。9 款 消防費 1 項 消防費、町防災行政無線更新業務委託、2, 2 8 9 万円。1 0 款 教育費 1 項 教育総務費、甲良東小学校障害児対策事業 1, 5 1 4 万 1, 0 0 0 円。

第 3 表 地方債補正。防災基盤整備事業債、補正前 1 億 4, 1 2 0 万円、補正後 1 億 9 2 0 万円。3, 2 0 0 万円の減額によりまして、補正後 3 億 9, 7 8 5 万 3, 0 0 0 円とお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

1 1 番 西澤議員。

○西澤議員 本議案は、2 2 年度の締め切りに伴っての補正だというように理解をしております。当初予算については、私の考えを既に表明をしているところでありますし、補正という範囲で新たな問題点、これは見当たらないというように思いまして、賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願ひます。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願ひます。

起立全員であります。

よって、承認第 1 号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 6 承認第 2 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第 2 号 専決処分につき、承認を求めることについて(平成 2 2 年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算(第 2 号))。

上記の議案を提出する。

平成23年4月27日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 専第2号、専決処分書。平成22年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算(第2号)。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

補正予算書をお開き願いたいと思います。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ407万円を追加し、歳入歳出それぞれ831万5,000円にお願いするものでございます。

第1表により、説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。歳入の部でございます。

6 款 諸収入、補正額407万円。歳入合計、補正前予算額424万5,000円、補正額407万円、計831万5,000円。

2 ページをお願いいたします。歳出の部でございます。

3 款 諸支出金、補正額407万円。歳出合計は歳入と同額でございます。よろしくをお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第7 承認第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成23年4月27日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○中川住民課長 専第3号、専決処分書。甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をお願いするものでございます。

甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということで、甲良町国民健康保険税条例(昭和38年条例第21号)の一部を次のように改正する。第2条第2項中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4条第4項中「10万円」を「12万円」に改める。第23条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

付則といたしまして、施行期日。1、この条例は平成23年4月1日から施行する。

適用区分。2、改正後の甲良町国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということでございます。なお、この条例改正につきましては、地方税法施行令第56条88の2が改正されたものによるものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 3点お尋ねします。1つは、先ほども提案説明の中にありました施行令が改正されました。その施行令の趣旨、どういう趣旨での改正なのか簡潔に説明願いたいと思います。

2つ目は、国保の最高限度額50万を超える方の所得層。例えば4人家族、子どもさん2人、夫婦で、どの所得層になればこの50万を超える方になるのかということで説明願います。

もう一つは、甲良町内での、この50万を超える方の対象人数ですね。世帯と言った方がいいと思いますが、対象世帯はどれだけか説明よろしくお願いたします。

○藤堂議長 住民課長。

○中川住民課長 法改正の趣旨でございますが、いわゆる中間所得層の被保険

者の負担を軽減するという意味で、今回の法改正がなされたということでございます。あと2点の関係、申しわけないんですが、税務課長の方と交代させていただきます。

○藤堂議長 税務課長。

○建部税務課長 890万、大人2人子ども2人、資産なしで計算させていただきました。890万で50万1,360円が国保税の基礎課税分の金額になります。ちなみに、23年度では910万で51万を超えます。それと、22年度末での50万を超える世帯といたしましては、11世帯でございます。

○藤堂議長 西澤議員、よろしいですか。

○西澤議員 はい。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 これも、国の指導、法律に基づくものでありまして、私は以前から言っておりました、国の国庫の持ち出し分を50%から現在実質25%、半減をしているところに大きな問題があります。今回の施行令の改正そのものも、中間層の負担軽減ということを提案しながら、実際には国民の負担を引き上げるようになっていきます。そういう点でも、国の持ち出しをきっちり1986年以前に戻すと、こういうことが政府の責任で必要ですし、国の国民皆保険の制度に基づく財政手当を、国は100%責任を持っていくというのが、今、どの自治体でも国保会計の逼迫した状況、それから国民の健康状態を守ることから見たら、大変求められているところであります。そういう点で、先ほど説明がありました、890万円の所得を超えればこの50万を超えるということで、一見高い金額の方に負担を求めるという点ではなるほどと思う一部分、ございます。それから、対象そのものも11世帯ですから、全町民が引き上げの対象になるということではないなというのは理解できます。

しかし、考えの根底に国の国庫の持ち出しについて踏み込まない、つまり責任をとらないというところの背景があります。そういう点で、私は国民健康保険の国民皆保険の制度を維持し、国民の健康を維持する、保障する国の最高的な責任から見ても容認できないという立場を表明して、町の範囲で条例を変えるわけですけれども、背景にその問題がありますので反対討論いたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 着席願います。

賛成少数であります。失礼しました、賛成多数であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第8 承認第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成23年4月27日。

甲良町長。

○藤堂議長 次に、本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○中川住民課長 では、専第4号、専決処分書。甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例。地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をお願いするものでございます。

甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例、甲良町国民健康保険条例(昭和34年条例第4号)の一部を次のように改正する。第8条第1項中「35万円」を「39万円」に改める。付則第3項を削る。

付則1、この条例は平成23年4月1日から施行する。

2、施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第8条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第9 承認第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)。

上記の議案を提出する。

平成23年4月27日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 専第5号、専決処分書でございます。損害賠償の額を定めることについて。地方自治法第180条の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしたものでございます。

損害賠償の額を定めることについて。本件の事故による損害を次のとおり賠償するものとする。

1、相手方。住所、甲良町大字長寺1339番地20。(2)氏名、小森淳也。

2、事故の概要。平成23年3月28日月曜日午後3時30分頃、乳児健診受診のため保健福祉センターに来庁された折、右前輪底部に駐車場の碎石が刺さりパンクをしました。

3、損害賠償額。7万8,225円。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありますか。

6番 宮寄議員。

○宮寄議員 6番 宮寄です。1点お聞きします。これは今年の3月28日に起こった事故ということなんでしょうけども、石が刺さりパンクしたとありますけども、今後も起こり得る可能性があると思うんですね。だから、今後の対策、また何度もこのようなことが起こっては、いくら保険が入っているというても、いろんな問題がまた出てくると思うんです。今後のために、どのようにお考えですか。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 この駐車場につきましては、透水性の舗装をさせていただいているということでございます。碎石を接着材で固めたというふうな形のものでございまして、タイヤのひねり等々によりまして、その碎石がぼろぼろと落ちていくと。そういうふうな形になりまして、現況、少しくぼんでいるところ、また、碎石がばらけているという状況でございます。部分補修は少しできておるんですけども、宮寄議員がおっしゃっていただいたように、今後のことを考えますと、舗装のやりかえを前提に検討をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○藤堂議長 2番 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 このパンクのことですけど、パンクしたぐらいで7万8,225円と非常に額が大きいんですけど、どのように査定をしてこの額が出てきたのか、1つこれと。

それから、今、宮寄議員が言ったように、その後のその場所について、もうそういう事故の起きないようなことがしっかりできているのかどうかをお聞きしたい。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 7万8,225円の損害額、賠償額につきましては、タイヤ1本が消費税抜きで7万2,000円というものでございます。あと、組みかえのバランス代とか廃タイヤ処分代というものが入りまして、消費税を加えてこの金額というものでございます。大体、普通車というよりも扁平の、少し薄い手のタイヤでございまして、1本当たりの単価が高いというふうなことでございまして、タイヤショップの方からの見積書を町村会の保険対応でございまして、そちらの方との協議をさせていただきまして、見積額適正ということでお支払いをするに至ったというものでございます。

今後のことにつきましては、宮寄議員にお答えを申し上げましたように、舗装のやり直しをさせていただくという方向で検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 3点ばかりお尋ねをいたします。1つは、町の駐車場で石が刺さってパンクをするというのは、なかなか特異な状況です。ですから、損害をこちらが、町が補償するという点から、まず、事実確認をどのようにしたのか、経過と、以前、下之郷の地先で車が石畳に乗り上げてパンクをした事例

がありました。そういう点で、事実確認をどのようにしたのかというところですね。

2つ目は、特別な修理、タイヤの通常では違いますので、種別の違うタイヤ、つまり、車が特殊な車だったんだと思いますが、そのご説明をいただきたい。

3つ目は、町がいわゆる管理責任を問われた事例として、損害賠償を町が行うということですから、つまり運転で過失の割合がそれぞれいろいろ言われます。私たちも福祉センターの駐車場に行きますと、ジャリジャリというので、確かに砂利に乗り上げる、そういうような経験がありますが、どこを根拠に施設管理の管理者としての責任を問われたのかという点です。駐車場で起こったというだけで、この損害賠償に応じたのか、それとも別の事由があったのか、3点よろしくお願いします。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 それでは、まず、事実の確認でございます。保健福祉センターの中で起こったということでございますので、保健福祉課長、中川の方が事実を、被害を受けられた方とともにタイヤのところに碎石が刺さっているということについての確認をさせていただいております。写真でも記録をしているというものでございます。

続いて、特別な車なのかというふうなことで言っていました。所有されている車はセルシオという車でございます。少し車高が低いというふうなことで、そのようなことを含めて通常とは違うタイヤをお履きいただいている、そういうふうなものでございました。

町の管理責任というふうなことでございますけれども、議員からのご指摘もいただいておりますように、若干、駐車場につきましては透水性舗装を平成9年にさせていただいておりますけれども、状況が悪いというふうなこともございますし、碎石がしっかりと刺さっているというふうなことも確認をし、通常的に運行をされていた中での事故ということでもございましたので、本町の方が責任を負うということになりました。保険についてもそのような総合賠償保険というふうなものに入っておりますし、そのことについての保険対応についても疑義はなかったというふうなものでございます。

以上でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 先般の議会運営委員会でも論議がございました。宮寄委員が指摘をいたしました。同じような事故が続いて起こるという可能性もあります。

2人の議員から指摘がございましたが、私の方からは、舗装の本格改修をする前に、確かに剥離をしている部分がジャリジャリとします。その分

は除去すると。剥離をしている部分について、そういう特殊な駐車場の形態になっていますので、今までに剥離した部分がかかなりたまっているというふうに思いますね。それで、格好は悪いですが、その剥離した部分が刺さったりしないようにまずは応急処置ですね。ジャリジャリと必ず動いてまいりますので、場合によってはタイヤに向けて刺さるというのもあり得ることですので、その除去作業が必要だと思いますが、まず、簡単に撤去作業をしてはどうかというように思いますが、見解お聞かせ願います。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 おっしゃっていただきました応急処置でございますけども、その分については、剥離の部分除去するということも含めまして、いったん早急に対応を考えてまいって、応急処置につなげていきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 ただいま答弁がありました点は確認をさせていただいて、応急処置については、こういう事故であります。また、タイヤの特殊性もありますけども、あり得ることですし、議運でもそのことは何人かの議員から論議がありました。大がかりな舗装作業に入る前に、まずは剥離した砂利の部分の撤去作業を早急に、ぜひしていただきたい。予備費でも結構ですからやっていただきたいということを提案して、私の賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、提案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第10 議案第19号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第19号 平成23年度甲良町一般会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

平成23年4月27日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、議案第19号 甲良町一般会計補正予算（第1号）でございます。

予算書をお開きいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、100万円を追加いたしまして歳入歳出それぞれ36億2,200万円をお願いをするものでございます。その内容につきましては、第1表でご説明申し上げます。

1ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、18款 繰越金、補正額100万円の追加でございます。歳入合計につきましては、補正前の額36億2,100万円。補正額100万円を追加いたしまして、補正後の予算を36億2,200万円をお願いをするものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、7款 商工費、補正額100万円でございます。歳出合計は歳入合計に同じでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 ナチュラルウォーターの作製委託の作業については、全協のところで発言をさせていただきましたが、直売所の運営、これがこの方たちの熱意でぜひとも成功ができるように。また、町民全体でこの甲良町のイメージアップ、そして甲良の水というように合意ができるように。ごく一部の方がわいわいという形じゃなくて、広い方々が参加できて、この甲良の水が事業として推進ができるように。当初の、この始まりの段階でありますけども、そういう展望を持ちながら運営の主体、それから事業の主体、これを今後も見つめていって町民が支えるという事業になることを期待して、賛成討論いたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

町長。

○北川町長 本日、臨時議会を開催させていただきました。新しい議員さんを含め、全員の議員の皆さんがご出席をいただきました。

ただいま提案をさせていただきました承認5件、それと議案が1件、すべての案件が、ご協力をいただきましてご承認をいただいたということでございます。大変ありがとうございます。

先ほど、西澤議員の方からも発言がございました、特に、23年度の補正予算、ナチュラルミネラルウォーターにつきましては、甲良町も昨年から非常に暗いイメージと暗いニュースが頻繁に新聞紙上をにぎわした。そういう中で、透明で透き通った水と同じように、町民の皆さんから、甲良町変わってきたと言われるような思いをもって、甲良町のイメージアップをいち早く図りたい。そういうような思いから、多くの方たちが、多分、ご利用していただけるといような思いも込めてナチュラルミネラルウォーターの製作に取りかかったといようなこととございます。このことによって、町民の皆さんはもとより広く町外の方々にも、甲良町ってこういう水もあるんやなということも知ってもらい、甲良町のイメージも上がることにつながる、そういう事業展開にしていきたいなど、このような思いをしております。

いよいよ、5月に入るといろいろな行事が開催もされます。議員の皆さんにもご参加をいただき、そういう行事も多々あるのではないかと。非常に寒暖の差もあって、体調管理も難しい時期でもあります。それぞれご自愛をいただいて今後の議員活動に精を出していただけたらありがたい。このように思っております。

本日は大変ご苦労さまでございました。

○藤堂議長 これをもって、平成23年第3回甲良町議会臨時会を閉会いたし

ます。

ご苦労さまでした。

(午前 11 時 51 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署名議員 西 川 誠 一

署名議員 丸 山 光 雄